

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する情報の公開について必要な事項を定め、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって公正でより一層開かれた市政を推進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにし、本市における情報公開制度の基本的な考え方を定めたもので、この条例の解釈及び運用の指針となるものであり、この条例の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈】

- 1 この条例における「市民の知る権利」とは、市民が市に対して情報の提供を求める権利のことであり、日本国憲法第21条の「表現の自由」等に基づ付けられ、この条例において明記することにより、明確に市民の権利として保障されることになる。
- 2 「説明責任(accountability)」とは、「市民の知る権利」に対応するものとして、市が市民に対してその諸活動を説明する義務のことであり、この条例において明記することにより、市の市民に対する説明義務がより一層明確化されることになる。
- 3 「市民」とは、第5条第1項（情報の公開の請求者等）に規定する者をいう。

【運用】

この条例は、直接的には情報の公開を求める権利を保障し、その権利に対応する実施機関の公開の義務を規定したものであるが、従来から行われている情報提供はこの条例により禁止し、又は制限しようとするものではなく、今後もより一層発展的に情報提供を行っていくものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会をいう。
- (2) 情報 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定により、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる基本的な用語について、その定義を定めたものである。

【解釈】

<第1号>

- 1 本号は、情報の公開を実施する機関を定めており、各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。
- 2 水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長は、地方自治法上の執行機関ではないが、それぞれ地方公営企業法及び消防組織法により独立した権限を有するものであるため、実施機関となるものである。
- 3 福祉事務所長、建築主事等は、一定の事務について市長から独立して事務を執行する権限を有するが、情報の公開については、市長を実施機関とする。
- 4 地方自治法上の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するものが作成した情報の公開については、それらを所管する執行機関が実施機関となる。

<第2号>

- 1 「職員が職務上作成し、又は取得した」とは、職員が、法令、条例、規則、訓令等に基づき与えられた職務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。
なお、職員の個人的な備忘メモ等、職員本人の執務の便宜のため作成し、又は保有しているものは、組織性がなく、通常は組織的な管理に属さないものであり、公開請求の対象には含まれない。しかし、決裁文書等（公文書）の参考資料として添付されるなど、一括して組織的に用いられるものとして処理がされた場合においては、公開請求の対象となる。
- 2 「実施機関の職員」とは、第1号に規定する実施機関の職務上の指揮監督に服する全ての職員をいい、特別職、一般職（再任用、任期付、会計年度任用、育児短時間勤務、臨時的任用等を含む。）等を問わない。
- 3 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実

質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保管又は保存されている状態のものを意味する。したがって、決裁・供覧等の手続が完了していないものも含まれるが、職員の個人的な検討段階にとどまる資料や職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写し等は、当たらないものである。

- 4 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、パソコンやサーバなど電子計算機におけるハードディスク等の記憶装置のほか、光ディスク（CD-ROM等）、フラッシュメモリ記憶装置（USBメモリ、SDカード等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等の媒体に記録されたものをいう。

<第3号>

「写しの交付」とは、公開を決定した情報を複写又は複製し、その複写又は複製したものを交付することをいう。

【運用】

<第1号>

市の出資法人である（財）和泉市文化振興財団、（財）和泉市公共施設管理公社等は、市とは別の法人格を有するため「実施機関」とはならないが、市に準じた取扱いを指導し、各法人が独自に定める情報公開規程に基づき、情報の公開を推進することとする。

なお、実施機関の職員が職務上取得した出資法人の文書については、この制度の対象となる。

<第2号>

1 公文書の範囲について

(1) 文書の作成又は取得の状況

複数の職員による検討を経て、直接的又は間接的に、課長等一定の権限を有する管理監督者の指示等の関与があったこと。

(2) 該当する文書の利用状況

業務上必要として他の職員又は部外に配布された、あるいは他の職員が職務上利用していること（回付中の文書又は内部検討の途上にある文書を含む。）。

(3) 保存又は廃棄の状況

組織として管理している職員共用の保管庫等に保管又は保存されていること。和泉市文書取扱規則等の定めるところにより、保存期間が経過していても廃棄を行わず、現に保管又は保存しているものも対象となる。

2 公文書となる時点

(1) 作成した文書

- ① 起案文書については、起案者により作成され稟議に付された時点
- ② 台帳類、帳簿類及び簡易又は定型的な文書等については、当該組織において利用するために作成され保存された時点

(2) 取得した文書

- ① 会議等で配布された文書については、配布された時点
- ② 受領した文書については、受領した時点（ただし、職員個人宛ての私信等にあつては、閲覧に供するなどにより組織として共用を開始した時点）
- ③ 申請書等については、実施機関が了知し得るものとして現に実施機関等の事務所に到達した

時点

3 公文書に該当する又は該当しない具体例

該当するもの
起案者により作成され稟議に付された時点の起案文書
専決権者が決裁・供覧・承認等（口頭によるものを含む。）を行った文書
部課長会議など、部内又は部内の課以上の組織にまたがる会議・打合せ等に提出された資料
審議会、懇談会等へ提出された資料
本市の職員が職務上出席した対外的な会議等で受領した資料
特別職、部長、課長等への説明、検討に用いられた文書等で共用化されたもの
事務分担表、事務マニュアル、業務日程表、業務上の各種統計資料
許認可申請書、届出書、報告物等
委託契約等による成果物（印刷物等）
組織的な検討を経て管理されるに至った電磁的記録
C D－R O M等の電磁的記録媒体により市に提出されたもの
該当しないもの
職員個人の思索段階のメモ書きや備忘録
自己研鑽のための研修資料等
決裁文書の起案前の草案・素案（職員個人の段階にとどまるもの）

4 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、1 から 3 と同様の考え方とする。

(1) 業務システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ等により処理されている業務システム（当該事務処理のため特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行なっているものを含む。）のデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として該当する。

(2) C D－R O M等に記録された文書等

パソコン等で作成された文書等で、C D－R O Mやハードディスクに記録されたものについては、1・2 に該当する場合は、公文書となる。なお、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的に、手段的に作成した文書であってC D－R O M等に記録されているものについても、組織において利用可能な状態で保管又は保存されている場合は、公文書に該当する。

5 実施機関の職員が、別の法人格を有する団体等の事務に従事している場合において、当該事務の遂行者として作成し、又は取得したものについては、この制度の対象とならない。

<第3号>

情報の公開の方法としては、「閲覧又は視聴」「写しの交付」「写しの送付」がある。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が適正に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に際し、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、公文書の適正な管理を図るとともに、情報の公開の手続その他この条例に基づく事務の適切かつ円滑な運営に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の施行における実施機関の責務を定めたものである。

【解釈】

実施機関は、原則公開を前提にこの条例を運用し、市民の知る権利が十分尊重されるよう常に心掛けなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。また、実施機関は、情報の公開の請求に迅速かつ適確に対応するための公文書の適正な管理体制の整備に努め、公開手続に関する事務の適切かつ円滑な運営に努めなければならない。

《第1項》

「市政に関する市民の知る権利が適正に保障される」とは、この条例の目的を実現するために公開を原則とし、第6条第1項各号の規定により公開しないことができる情報を除き、請求に係る公文書を公開しなければならないことを示している。

《第2項》

「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮」とは、社会通念上一般的に他人に知られたくないと考えられる本籍、親族関係、思想、宗教、病歴、学歴、資産、所得その他個人に関する一切の情報が、「原則公開」であるこの条例の実施によって不用意に公開され、個人の尊厳が侵害されることのないよう、その保護については最大限の配慮をしなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

《第3項》

- 1 「公文書の適正な管理」とは、和泉市文書取扱規則等に基づき、実施機関が作成又は取得した公文書を必要な年限の間、紛失等の事故のないように保管、保存することをいう。
- 2 実施機関は、公開請求に対して、迅速、適確に対応し、請求から公開までの手続を適切に処理しなければならない責務がある。

【運用】

実施機関は、市民の知る権利が十分に尊重されるように、第6条第1項（公開しないことができる公文書）に定める情報に該当するか否かの判断に当たっては、原則公開を前提に、慎重かつ迅速に処理しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定により情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報の公開を請求しようとするものの責務を定めたものである。

【解釈】

情報の公開を請求しようとするものは、情報の公開によって得た情報を社会通念上正当と思われる範囲に限って使用しなければならないが、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならない責務を負うものである。また、公正でより一層開かれた市政を推進するという条例の目的に鑑み、情報公開の円滑な推進に協力する責務を負うものである。

なお、この規定は、訓示的な規定としての効力に限られるものであるから、実際の情報の公開の請求権の濫用や請求によって得た情報の不適正な使用等については、不当な行為に対する指導の根拠規定となるものである。

【運用】

- 1 実施機関は、公開の実施の際、この条例の目的に即し適正に使用するよう、利用者を啓発、指導するものとする。
- 2 実施機関は、公開した情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合は、利用者に対し、公開した情報の使用の中止を要請するものとする。

第2章 情報の公開

(情報の公開の請求者等)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、情報の公開に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例に基づく権利を行使できるものの範囲と、請求者以外のものからの公開申出に対する努力義務を定めたものである。

【解釈】

《第1項》

- 1 第1号「市の区域内に住所を有する者」とは、住民基本台帳の記載にかかわらず、市内に生活の本拠を有する者をいう。
- 2 第2号「事務所又は事業所」とは、本店、支店、営業所、工場その他の事務所又は事業所をいい、「勤務する者」とは、正社員、パート、アルバイトなどの形態にかかわらず、一定期間、市の区域内の事務所又は事業所に就労する者をいう。
- 3 第3号「学校」とは、学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に規定する施設をいう。
- 4 第4号「その他の団体」とは、法人格をもたない自治会、町内会、消費者団体、婦人団体その他各種の市民団体等であつて、団体の名称及び規約等を有し、かつ、代表者又は管理人の定めがあるなど、団体としての実体を有するものをいう。
- 5 第5号「市の機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」とは、市の機関が行う事務事業により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人及び法人その他の団体をいう。
- 6 利害関係を有するものの認定基準には、次に掲げるものが考えられる。具体的には、次表「利害関係者の認定基準」のとおりとする。
 - (1) 一定の事実が市内に存在することにより、市の行政に利害関係を有する状態が継続して生じ、又は生ずることが確実に予測されるものであつて、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの
 - (2) 隣接市町に居住し、市の行政により生活に影響を受けるなど、市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであつて、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの
 - (3) 市が行う行為により、市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであつて、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの
 - (4) 市内における災害等の発生のため被害を受けたことにより、臨時的に市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであつて、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの

るもの

(5) その他上記に類し、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測されるものであって、その権利、利益等に係る情報の公開を請求するもの
《第2項》

情報公開の請求者以外のものから請求があったときは、情報公開の趣旨、目的に照らし、可能な限り情報を公開すべきであることを定めている。

【運用】

《第1項》

未成年者については、原則として単独での請求を認めるものとする。ただし、次のような場合は、親権者等法定代理人の同意を得るように、当該未成年者に指導することとする。

- (1) 中学生以下の場合であって、制度の趣旨、情報の意義、内容等について十分な理解が得難いと認められるとき。
- (2) 公文書の写しの交付に要する費用負担が多額になるとき。

《第2項》

請求者以外のものからの情報の公開の申出に対しても、審査請求の取扱いを除き、請求者と同じ扱いを行うこととする。具体的には、情報公開申出書（204ページ参照）の提出を受け、情報公開回答書により回答を行うこととし、情報を公開しないことができる基準や、回答までの期限については、請求者と同じ扱いを基本としなければならない。

なお、情報公開の請求者を限定せず、何人にも請求権を付与する地方公共団体も見受けられるが、本市では、情報・公文書は市民のものであり、市民の請求権を保障することがこの制度の目的であることと、市民等以外の請求権を認めた場合に、審査請求や訴訟に対応する費用を負担することが市民全体の利益とならない場合があることから、請求者を市民等に限るものである。

〔利害関係者の認定基準〕

認定基準	具体例
(1) 一定の事実が市内に存在することにより、市の行政に利害関係を有する状態が継続して生じ、又は生ずることが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの	○ 市内に土地又は建物を所有しているものであって、その土地又は建物に関連する土地利用、都市計画、道路、環境、災害対策等の行政に係る情報の公開を請求するもの ○ 市内の学校に子供を通学させている父母であって、市の学校行政に係る情報の公開を請求するもの ○ 市の施設の定期的な利用者であって、その施設に係る情報の公開を請求するもの
(2) 隣接市町に居住し、市の行政により生活に影響を受けるなど、市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの	○ 市の行政により居住環境に直接影響を受け、又は受けている隣接市町の居住者であって、その居住環境に係る情報の公開を請求するもの
(3) 市が行う行為により、市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの	○ 市が行った行政処分により、自己の権利、利益等に直接影響を受けたものであって、その行政処分に係る情報の公開を請求するもの ○ 市との契約により自己の権利、利益等に直接影響を受けたものであって、その契約に係る情報の公開を請求するもの
(4) 市内における災害等の発生のため被害を受けたことにより、臨時的に市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の公開を請求するもの	○ 市内の宿泊施設に宿泊して火災等の被害を受けた者であって、その宿泊施設等に係る情報の公開を請求するもの
(5) その他上記に類し、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測されるものであって、その権利、利益等に係る情報の公開を請求するもの	

(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例等(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 実施機関は、公文書に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、情報の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

【趣旨】

本条は、原則として公開であるこの条例の例外として、実施機関が公開しないことができる公文書の基準を定めたものであり、情報の公開を請求する権利に対する実施機関の非公開の決定の根拠とその範囲を定めたものである。

【解釈】

《第1項》

1 この条例は、情報の公開の請求に対し、実施機関が義務として公開することを原則としている。しかし、実施機関が保有している公文書には、法令等の規定により公開を禁じられている情報、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報等がある。

このため、市民の知る権利に対応して、実施機関として公開しないことができる権限と公開しないことができる情報（以下「適用除外事項」という。）の範囲を定めたものである。

2 「公開をしないことができる」とは、公開請求のあった情報に、各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、原則公開の例外として、実施機関の公開義務が免除されるという趣旨であり、公開・非公開の判断に当たって、実施機関に自由な裁量権を付与するものではない。

なお、非公開の決定に当たっては、非公開事項に該当するかどうかを1件ごとに具体的かつ慎重に検討し、判断しなければならない。

3 地方公務員法第34条の規定による守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき公務員の服務規律を定めたものである。一方、適用除外事項は、公文書という形態を有する情報に限って、請求者と実施機関との関係において公開の可否の判断の基準を定めたもので、両者は必ずしも一致するものではなく、それぞれの規定は、趣旨、目的及び範囲を異にしているものであるが、適用除外事項に該当せず公開された情報は、地方公務員法上の守秘義務の対象である秘密には当たらないものとして扱う。

《第2項》

1 本項は、部分公開について規定したものである。

公開の請求に係る公文書の一部に、適用除外事項に関する情報が記録されている場合であってもその公文書の全部を非公開とするのではなく、公開の部分を広くするため、適用除外事項を除いて可能な限り公開しようとする趣旨である。

- 2 「容易に」「分離できる」とは、公開部分と非公開部分との分離について、実施機関の職員が、公文書を損傷することなく、かつ、通常業務で使用している機器やプログラム等で過度の費用や時間等を要することなく行なうことができることをいう。
- 3 「情報の公開の請求の趣旨を損なわない程度」とは、公開の請求の趣旨から判断して、非公開部分を除いて公開した場合であっても、請求者が知りたいと思う内容が十分理解し得る程度をいう。

【運用】

《第1項》

適用除外事項に該当するか否かの判断に当たっては、各号の解釈運用基準の表に登載する「情報の具体例」を参考とする。

《第2項》

- 1 部分公開は、原則公開の理念及び市民の知る権利から要請されるものであり、部分公開を行うか否かは、権利義務にかかわる問題でもあるので、実施機関は、みだりに非公開とすることのないよう、請求の趣旨を十分考慮して慎重に対応する必要がある。
- 2 「請求の趣旨」については、請求者が請求する公文書の内容に応じて、請求者の立場に立って判断するものとする。
- 3 本項の規定により部分公開をする場合において、非公開部分を分離する方法は、公開の請求のあった公文書の中における非公開部分の記載方法、製本方法等によって、個別具体的に判断する必要があるが、おおむね次の方法によるものとする。
 - (1) 非公開部分がページ単位にあるとき
 - ① 非公開部分を取り外すことが可能なものは、その部分を取り外して、公開部分のみを閲覧に供し、又はその写しを交付するか、公開部分を複写したものを閲覧に供する。
 - ② 製本方法により非公開部分を取り外すことができないものは、公開部分を複写したものを閲覧に供する。
 - (2) 公開部分と非公開部分とが同一ページに記録されているときは、公文書を複写し、非公開部分を黒色に塗りつぶし、それを再度複写したものを閲覧に供するものとする。

第1項第1号（個人に関する情報）

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重といった観点から、個人に関する情報は、公開しないことができる旨を定めたものである。しかし、個人に関する情報全てを非公開とすると、この条例の趣旨に照らして非公開範囲が広すぎるので、一定の限定を加えたものである。ただし書は、個人に関する情報であっても公開すべき理由のある特定の情報について定めたものである。

【解釈】

- 1 「個人に関する情報」とは、次に掲げるものをいう。具体的には次表「第1号―表1 個人に関する情報」のとおりとする。
 - (1) 基本的事項に関する情報
 - (2) 思想・信条等に関する情報
 - (3) 個人生活に関する情報
 - (4) 心身の状況に関する情報
 - (5) 社会的地位・活動に関する情報
- 2 「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名等により特定の個人であることが明らかに識別できるものや、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することにより、当該個人が識別できるものも含まれる。
- 3 本号に該当する情報であっても、ただし書に該当する情報については公開するものとする。具体的には次表「第1号―表2 個人に関する情報のただし書により公開の対象となる情報」のとおりとする。

(1) ただし書アについて

「法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により（中略）公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、法令等上は何人も閲覧できるとしているが、事実上閲覧を利害関係者等に限って認めているものや、閲覧を利害関係者に限って認めているものは、含まれない。

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。公開請求に係る情報と同種の情報について、請求者が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

(2) ただし書イについて

その性質上市民生活に重大な影響を及ぼすものもあるので、人の生命、身体、健康、財産等の保護その他公益上必要と認められるものは、公開するものとする。

(3) ただし書ウについて

公務員の職務の遂行に係る情報には、公務員の職、氏名に関する情報及び職務遂行の内容に関する情報で構成されているものが少なくない。この種の情報は、事務事業執行上の情報であり、かつ、当該公務員の個人に関する情報でもある。このうち、当該公務員の職に関する情報は、その職務遂行に関する情報と不可分の要素であり、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするために、これらを明らかにする意義は大きい。そこで、公務員の「職」に関する情報については、公務員の範囲を限定せず公開するものとする。

なお、本市の職員の「氏名」に関する情報については、社会的要請の観点から、運用上の取扱いとして公開するものとする。

【運用】

本号の運用に当たっては、個人のプライバシーを侵害しないよう留意するとともに、判例や公開することによる公益の程度等を十分に考慮の上、慎重に判断するものとする。

第1号—表1 個人に関する情報

大分類	小分類	情報の具体例
(1) 基本的事項に関する情報	1 氏名	通称、姓又は名前だけの場合も含む
	2 性別	
	3 生年月日	生年月日、年齢等
	4 住所	住所、所在地、出生地、居所、住所歴等
	5 本籍	
	6 国籍	
	7 親族・続柄	世帯主との関係、姻族関係、認知、離縁、養子縁組等
	8 婚姻歴	婚姻の事実・時期、婚姻期間、離婚歴等
	9 電話番号	
	10 識別番号等	受験番号、整理番号等
	11 その他	人種、門地、成年被後見、被保佐、死亡、指紋、顔写真、印影等
(2) 思想・信条等に関する情報	1 宗教	信仰する宗教・宗派、宗教上の儀式・行事、宗教的習慣等
	2 主義・主張	人生観、倫理観、支持政党、政治理念、市政に対する意見等
	3 趣味・嗜好	
	4 性質・性格	素直、短気、外交的、あきやすい、凝り性等
	5 その他	尊敬する人等
(3) 個人生活に関する情報	1 家庭状況	同居・別居、母子・父子家庭であること、扶養関係、家族構成等
	2 公的扶助	生活保護受給者であること、更正施設、社会福祉施設等への入所状況等

第1号—表1 個人に関する情報

大分類	小分類	情報の具体例
	3 その他	住居の間取り、持家・借家の別、居住期間、食生活、家具の種類、食生活の内容、災害による被害状況等
(4) 心身の状況に関する情報	1 健康状態・病歴	傷病歴、傷病名、傷病の程度・原因、検診・検査結果、検査名、診療等に関する情報、所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法（投薬の有無、入院通院等）等
	2 心身障がい	障がいの有無、障がいの種類・部位・程度、補装具の有無等
	3 身体的特性・能力	容姿、身長、体重、血液型、体力、運動能力等
	4 その他	精神的悩み等
(5) 社会的地位・活動に関する情報	1 職歴等	会社名、事業名、職種、職務内容、就職・退職年度、昇任・降任・配置転換、在職期間、休職・停職等の処分等
	2 賞罰等	受賞歴、犯罪歴、違反歴、補導歴、更正施設への入所等
	3 学歴等	学校名、入学・卒業年度、在学期間、クラブ活動、退学・停学等
	4 資格	資格・免許の種類、取得年月日・取消年月日等
	5 成績・評価	学業成績、各種試験の結果、勤務評定等
	6 資産内容	所有不動産・動産の種類、価格、債権・債務の内容、預貯金の種類・金額、口座番号、相続・贈与等の有無等
	7 収入・所得	所得の金額、給付・助成・貸付金の受給、償還の有無等
	8 取引状況	個人事業等における取引相手・取引額等
	9 社会的活動等	各種団体加入、自治会等での活動歴、ボランティア等
	10 課税・納税状況	課税額、納税額、課税標準額、滞納状況等
	11 その他	苦情・要望・相談の内容等

第1号一表2 個人に関する情報のただし書により公開の対象となる情報

大分類	小分類	情報の具体例		
		根拠法令	情報の例示	記載内容
ただし書ア (法令若しくは条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報) ※法令等の規定では「何人も」とされていても現に閲覧が制限されている情報及び利害関係人にのみ認められている情報は含まない。	公証に関する情報	商業登記法 第10条・第11条	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等
		不動産登記法 第119条	登記記録に記録された事項	土地の所在・地目・地積、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因等
		道路運送車両法 第22条	自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名、型式、使用の本拠の位置等
		著作権法 第78条・第88条・第104条	著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号・実演等の名称、著作者等の氏名・国籍等
	その他公証に関し何人も閲覧することができると思われる情報			
	資格に関する情報	その資格について、何人も閲覧することができると思われる情報		
公表することを前提として、本人から任意に提供された情報		・選挙公報登載のための候補者から提供された経歴、政見等の情報 ・市刊行物に寄稿された情報 ・議会に対する請願等		
公表することについて、本人が同意している情報		・市に対する要望等で、公表することについて本人が同意している情報 ・ボランティア名簿等で、公表することについて本人が同意している情報等		

第1号一表2 個人に関する情報のただし書により公開の対象となる情報

大分類	小分類	情報の具体例		
		根拠法令	情報の例示	記載内容
	個人が自主的に公表した資料から、何人も知ることができる情報	・出版物に記録された著者名、経歴 ・公開の集会での個人の発言記録等		
	従来から慣行上公表されており、今後も公開することが明らかな情報	・民生委員名簿 ・受賞者名簿 ・市職員の所属・氏名 ・発令後の人事異動等		
	その他の情報	公職選挙法第192条	選挙運動費用収支報告書に記録された情報	候補者に対して寄附した者の氏名・住所、寄附金額等
		建築基準法第93条の2	建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所、建築物の概要等
		都市計画法第47条	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名、予定建築物の用途等
		その他何人も閲覧することができると思われる情報		
	ただし書イ (人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)	次に掲げる情報のうち、要件に該当するもの ・開発行為の許可に関する情報 ・建築確認に関する情報 ・道路、水路の占用許可に関する情報 ・行政財産使用許可に関する情報等		
ただし書ウ (当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	・市職員の所属、職名、氏名 ・本市以外の地方公務員又は国家公務員の所属、職名及び課長級以上の者にあつては氏名等			

第1項第2号（法人等の事業活動に関する情報）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を公開しないことができる旨を定めたもので、ただし書は、公益上の理由から法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することとなっても、なお公開すべき理由のある特定の情報について定めたものである。

【解釈】

1 「法人」とは、営利法人（株式会社、有限会社等）、公益法人（社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人等）等全ての法人をいい、「その他の団体」とは、法人格をもたない自治会、町内会、消費者団体、婦人団体その他各種の市民団体等であって、団体の名称及び規約等を有し、かつ、代表者又は管理人の定めがあるなど、団体としての実体を有するものをいう。

2 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その活動が公共的性格を有する等、法人等の事業活動と目的を異にすることから、本号の規定は適用しない。

3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業資産、所得等に関する情報をいう。

また、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、基本的には事業に関する情報として取り扱われているのが実態であり、法人に関する情報に類似するものであることから、この条例にいう個人に関する情報の対象外とする。

なお、事業を営む個人の情報の中には、当該事業と直接関係のない個人情報が含まれている場合があり、この情報については、個人情報として取り扱うべきものであることから、その運用については慎重な配慮が必要である。

4 「当該法人等又は当該個人の権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

5 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含み、これらを「害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものをいう。具体的には次表「第2号一表1 法人等の事業活動に関する情報」のとおりとする。

(1) 生産、技術等に関する情報

(2) 販売、営業等に関する情報

- (3) 信用に関する情報
 - (4) 経理、人事等の内部管理に関する情報
 - (5) その他正当な利益を害すると認められる情報
- 6 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たらず、公開の対象となるものには、次のようなものがある。具体的には次表「第2号一表2 法人等の事業活動に関する情報に当たらず公開の対象となる情報」のとおりとする。
- (1) 法令等の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報
 - (2) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - (3) 情報が加工・整理されるなどの統計的な処理がなされていて、特定の法人等又は事業を営む個人が識別されない情報
 - (4) その他公開しても法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない情報
- 7 「実施機関の要請」とは、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から公開しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、「実施機関の要請を受けて」に含まれる。
- 8 「公にしないとの条件」とは、個人情報の開示請求や情報公開請求に対して開示・公開しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- 9 「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において公開しないこととしているだけでは足りない。
- 10 「その他の当該条件を付すること」について、公開しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。公開しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公開されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。
- 11 本号に該当する情報であっても、ただし書に該当する情報については公開するものとする。具体的には次表「第2号一表3 法人等の事業活動に関する情報のただし書により公開の対象となる情報」のとおりとする。
- (1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、法人等の事業活動に起因して、現に発生しているか、将来発生することが予測される人の生命等への危害をいい、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。
 - (2) 「公にすることが必要であると認められる」とは、人の生命等に対する危害の排除、拡大防止、未然防止又は再発防止のために公開が必要とされるものをいう。

【運用】

- 1 公開請求に係る情報が、「正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するかどうかは、その

情報の内容のみではなく、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分配慮しつつ、慎重に検討し、客観的な判断を行う必要がある。

- 2 事業を営む個人に関する情報については、事業に関する情報と個人に関する情報が混在することが考えられるため、個人のプライバシーが侵害されないように、特に慎重に対処するものとする。
- 3 法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するか否かの判断に当たっては、必要に応じてその法人等の意見を聴取するなど資料収集に努め、客観的な判断を行わなければならない。
- 4 ただし書の趣旨は、公開することにより法人等の利益を明らかに害することとなっても、なお公開するものであることから、公益上公開することが強く要請されるものに限って公開することができることに特に留意しなければならない。

第2号－表1 法人等の事業活動に関する情報

大分類	小分類	情報の具体例
(1) 生産、技術等に関する情報	生産活動の状況に関する情報	・生産品目、生産量、出荷額等に関する情報 ・原材料の種類・使用量等に関する情報 ・施設設備の規模・構造・配置・性能、機械設備の稼働状況等に関する情報 ・その他生産活動の内容が明らかになる情報等
	生産活動の計画・方針等に関する情報	・新製品の性能・仕様・開発状況・生産工程・生産開始時期等に関する情報 ・新製品その他の生産品目の生産計画・方針等に関する情報 ・原材料の仕入れ等の計画、出荷予定等に関する情報 ・新規施設、新規プラント等に関する情報 ・新設・更新等に係る機械・設備等の機種・台数・規模・能力等に関する情報 ・設備の新設等の時期・経費等に関する情報 ・社員の配置計画・研修計画、資金調達計画等に関する情報 ・その他生産活動に係る計画、方針等の内容が明らかになる情報等
	技術上のノウハウに関する情報	・機械・設備等の機種・台数・規模・能力等に関する情報 ・機械・設備等の利用技術に関する情報 ・生産工程の管理、製品の品質管理等に関する情報 ・設計図等に表示された設計者等の考案・工夫等に関する情報 ・設計に用いる係数・計算式等に関する情報 ・設計、建築等に用いる機械等の種類・利用技術等に関する情報 ・建築等に用いる資材の種類・寸法・加工等に関する情報 ・通信・情報処理等に係る技術上のノウハウに関する情報 ・その他生産、技術等の秘密に関する情報等
(2) 販売、営業等に関する情報	販売、営業活動の状況に関する情報	・販売実績、契約実績、契約内容等に関する情報 ・取引先・得意先等の名称、取引の内容・実績、納品状況等に関する情報 ・法人間の提携・下請等に関する情報 ・原価、販売単価等に関する情報 ・受注経路、受注単価等に関する情報 ・販売方法その他営業上のノウハウ等に関する情報 ・その他販売、営業活動の秘密に関する情報等

第2号－表1 法人等の事業活動に関する情報

大分類	小分類	情報の具体例
	販売、営業活動の計画・方針等に関する情報	・販売計画、販売高の見込額・目標額等に関する情報 ・受注計画、交渉の計画・方針等に関する情報 ・事業の将来展望・経営方針等に関する情報 ・売場面積の拡張、店舗等の改装等に関する情報 ・営業所・事務所・支店等の新設・移設等に関する情報 ・新設・移設等に係る店舗・営業所・事務所等の規模・内容等に関する情報 ・資金の調達予定額・調達方法等に関する情報 ・投資予定額、投資対象等に関する情報 ・その他販売、営業活動の計画等の秘密に関する情報等
(3) 信用に関する情報	経営状態、資産内容、負債内容等に関する情報	・経営状態の評価、債権額、債権内容、借入額、借入条件、借入先、返済計画、返済状況、人的・物的担保の内容・評価等に関する情報等
	その他信用に関する情報	
(4) 経理、人事等の内部管理に関する情報	経理に関する情報	・金銭出納等経理に関する情報 ・その他法人等の内部の経理に関する情報等
	人事に関する情報	・従業員の人数・氏名・配置状況・勤務状況・採用計画・応募状況・採用状況、人事異動の計画・実施状況等に関する情報 ・従業員の給与・報酬・手当等の支給額、従業員の勤務時間その他の労働条件に関する情報等
	その他専ら団体の内部管理に関する情報	
(5) その他正当な利益を害すると認められる情報		

第2号—表2 法人等の事業活動に関する情報に当たらず公開の対象となる情報

大分類	小分類	情報の具体例		
		根拠法令	情報の例示	記載内容
(1) 法令等の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報 ※法令の規定では「何人も」とされていても現に閲覧が制限されている情報及び利害関係人にのみ認められている情報は含まない。	公証に関する情報	商業登記法 第10条・第11条	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等
		不動産登記法 第119条	登記記録に記録された事項	土地の所在・地目・地積、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因等
		道路運送車両法 第22条	自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名、型式、使用の本拠の位置等
		著作権法 第78条・第88条・第104条	著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号・実演等の名称、著作者等の氏名・国籍等
		特許法 第186条	特許原簿等に記録された情報	特許発明の内容等、特許権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転等
		実用新案法 第55条	実用新案原簿等に記録された情報	登録実用新案の名称・内容、実用新案権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転等
		意匠法 第63条	意匠原簿等に記録された情報	登録意匠の内容等、意匠権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転等
		その他公証に関し何人も閲覧することができる」とされている情報		

第2号—表2 法人等の事業活動に関する情報に当たらず公開の対象となる情報

大分類	小分類	情報の具体例		
		根拠法令	情報の例示	記載内容
	取引の安全に関する情報	不動産の鑑定評価に関する法律第31条	不動産鑑定業者登録簿に記載された情報	名称・商号、役員氏名、不動産鑑定士の氏名、事務所の名称・所在地等
		宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者名簿・免許の申請等に関する書類に記載された情報	名称・商号、役員氏名・住所、事務所の名称・所在地等
		建築士法第23条の9	建築士事務所登録簿に記載された情報	事務所の名称・所在地、1級・2級等の別、役員氏名、建築士氏名等
		旅行業法第21条	旅行業者登録簿に記載された情報	商号、旅行業の種別、営業所の名称・所在地等
		建設業法第13条	一般建設業許可申請書（添付書類を含む。）に記載された情報	名称・商号、営業所の名称・所在地、資本金額、役員氏名等
		その他取引の安全に関し何人も閲覧することができると思われる情報		
	その他の情報	建築基準法第93条の2	建築計画概要書に記載された情報	建築主の氏名・住所、建築物の概要等
		都市計画法第47条	開発登録簿に記載された情報	開発許可を受けた者の氏名、予定建築物の用途等
		政治資金規正法第20条・第20条の2	政治団体収支報告書等に記載された情報	政治団体の収支の総額・項目別金額、寄附をした者及び寄附をあっせんした者の氏名・名称等
		その他何人も閲覧することができると思われる情報		

第2号一表2 法人等の事業活動に関する情報に当たらず公開の対象となる情報

分類	情報の具体例	
	情報の例示	記載内容
(2) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報	公表することを前提として法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報	法人等から提供された商店街名簿、工場名簿等に記載された情報等
	公開することについて当該法人等又は事業を営む個人の同意のある情報	
	法人等又は事業を営む個人が、PR等の目的で自主的に公表した資料から何人も知り得る情報	社史、パンフレット等に記載された情報等
	その他公表されている情報であって、公開することにより法人等又は事業を営む個人の活動利益を害すると認められない情報	弁護士名簿・税理士名簿への登録等の公告として官報に登載された弁護士・税理士の氏名等
(3) 情報が加工・整理されるなどの統計的な処理がなされていて、特定の法人等又は事業を営む個人が識別されない情報		工業統計調査、商業統計調査、事業所統計調査等の集計結果等
(4) その他公開しても法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められない情報		

第2号－表3 法人等の事業活動に関する情報のただし書により公開の対象となる情報

分類	情 報 の 具 体 例
ただし書 (人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)	次に掲げる情報のうち要件に該当するもの ・ 防火対象物立入検査結果に関する情報 ・ 工場排水の分析結果に関する情報 ・ 危険物貯蔵状況に関する情報 ・ 立入検査結果の改善勧告、命令書その他行政処分等に関する情報 ・ 公害、食中毒等の発生施設及びその事件の概要に関する情報 ・ その他公開することが客観的に必要と認められる情報等 ・ 詐欺その他法令違反による事業活動情報 ・ 訪問販売の苦情等に関する情報 ・ 計量器検査結果等に関する情報 ・ 欠陥商品の販売等に関する情報

第1項第3号（審議検討等に関する情報）

(3) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、行政内部における審議、検討又は協議に関する情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性という目的を損なうことを防止し、当該審議、検討又は協議の適切な実施を確保する観点から定めたものである。

【解釈】

- 1 「市」とは、市の全ての機関であり、実施機関となっている機関及びそれらの附属機関のほか、実施機関等の職員も含む。
- 2 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- 4 「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を公開することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公開することによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。具体的には次表「第3号 審議検討等に関する情報」のとおりとする。
- 6 「市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。具体的には次表「第3号 審議検討等に関する情報」のとおりとする。
- 7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を公開することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。具体的には次表「第3号 審議検討等に関する情報」のとおりとする。

【運用】

- 1 審議検討等に係る情報であっても、最終決定に至るまでの全ての情報が非公開となるわけではなく、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があ

るものだけを非公開とできるものであり、いたずらに非公開範囲を広げることのないよう留意しなければならない。

- 2 各種会議の会議録は、その会議の公開・非公開にかかわらず、公開請求の対象となる。会議が非公開であっても、その会議録が直ちに非公開となるのではなく、その会議録の内容を個別、具体的に検討して判断することとする。
- 3 審議検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が公開されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

第3号 審議検討等に関する情報

分 類	情報の具体例
(1) 未成熟な情報であって、公開することにより市民に誤解や混乱を与えると認められる情報	・市の内部において検討中の情報又は審議会等への諮問、国等の認可など意思形成に係る手続上にある情報のうち、要件に該当するもの
(2) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換ができなくなると認められる情報	・審議会及び庁内会議の会議録・会議結果報告書等の情報のうち、要件に該当するもの
(3) 公開することにより、今後十分な検討材料が得られなくなると認められる情報	・事務事業の企画・検討のために収集した情報又は行政運営上必要な調査、研究等のための情報のうち、要件に該当するもの
(4) 公開することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると認められる情報	・調査、研究等の結果を統一的に公にする必要のある計画、検討案等の情報のうち、要件に該当するもの
(5) その他公開することにより、調査、研究、協議等を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生ずると認められる情報	

第1項第4号ア（国の安全等に関する情報）

(4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

【趣旨】

本号アは、国の安全等に関する情報については、公開しないことができる旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。
- 2 「害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- 3 「他国若しくは国際機関」とは、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- 4 「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公開することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- 5 「交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であつて、公開することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

【運用】

「支障を及ぼすおそれがある」かどうかの判断に当たっては、恣意的に非公開の範囲を広げたり、拡大解釈したりすることのないよう、原則公開の立場に立って行わなければならない。

第1項第4号イ（公共の安全等に関する情報）

- (4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

【趣旨】

本号イは、公開した場合に、犯罪の発生の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報については、公開しないことができる旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると、行政犯であるとを問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいう。
- 2 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 3 「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査のほか、平穏な市民生活、社会生活の風紀その他公共の秩序を維持することをいい、刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であつて、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号の他の規定により、公開・非公開が判断されることになる。

- 5 本号イに該当する情報について、具体的には次表「第4号イ 公共の安全等に関する情報」のとおりとする。

【運用】

「支障を及ぼすおそれがある」かどうかの判断に当たっては、恣意的に非公開の範囲を広げたり、拡大解釈したりすることのないよう、原則公開の立場に立って行わなければならない。

第4号イ 公共の安全等に関する情報

大分類	小分類	情報の具体例
犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがある情報	・ 犯罪捜査等に係る照会、回答に関する情報 ・ 劇物・毒物の保管状況に関する情報 ・ 公の施設の警備内容に関する情報等 ・ 国内外の来賓の日程に関する情報 ・ 家屋の構造、間取り等に関する情報等 ・ 犯罪、違法行為、不正行為等の情報提供者に関する情報 ・ 犯罪の被疑者、参考人、捜査員等に関する情報 ・ 環境、衛生等の苦情に関する情報提供者に関する情報等
	その他公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	

第1項第4号ウ～キ（事務事業執行に関する情報）

(4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号ウからキまでは、市又は国等が行う事務事業の目的達成又は公正かつ円滑な執行を確保しようとする観点から定めたものである。

【解釈】

- 1 「市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う」とは、市又は国等が単独で事務事業を行う場合のほか、市と国等が共同で行う場合をいう。
- 2 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- 3 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- 4 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- 5 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- 6 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国税、地方税について、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させること、租税その他の収入金を取ることをいう。
- 7 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- 8 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいい、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉などをいう。
- 9 「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てをいい、類似の事務として争訟に発展するおそれのある紛争がある。
- 10 「人事」とは、職員の定数の決定、職員の配置、服務、給与、労務等をいう。
- 11 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次に掲げるものをいう。具体的には次表「第4号ウ～キ 事務事業執行に関する情報」のとおりとする。

- (1) 公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損なうと認められる情報
- (2) 公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報

【運用】

- 1 「支障を及ぼすおそれがある」かどうかの判断に当たっては、恣意的に非公開の範囲を広げたり、拡大解釈したりすることのないよう、原則公開の立場に立って行わなければならない。
- 2 ウに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に公開すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを公開すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは非公開情報に該当し得る。
- 3 エについて、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、公開されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を公開することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公開することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。
- 4 オについて、例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、（i）知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公開することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、（ii）試行錯誤の段階の情報で、公開することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。
- 5 カについて、例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

第4号ウ～キ 事務事業執行に関する情報

大分類	小分類	情報の具体例
(1) 公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損なうと認められる情報	公開することにより、事務事業を実施する意味を喪失する情報	・実施前の試験問題・採点基準等に関する情報等
	公開することにより、事務事業を実施した成果が期待どおり得られなくなる情報	・立入検査の実実施計画に関する情報（実施日時、対象地区、検査項目、検査方法等）のうち、要件に該当するもの等
	その他公開することにより、事務事業を実施する目的が損なわれる情報	
(2) 公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報	公開することにより、特定のものに利益若しくは不利益を与え、又は市民全体の利益を損なうと認められる情報	・公開することにより、情報を得た者と得ない者又は公開された情報に含まれている者と含まれていない者との間に不当な差が生ずると認められる情報等
	公開することにより、市又は国等の権利行使が著しく損なわれる情報	・訴訟その他争訟事案に係る市の処理方針・弁護士との打合せの内容、準備書面等に関する情報のうち、要件に該当するもの等
	公開することにより、事務事業に要する経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅延するなど、事務事業の適正な執行を妨げると認められる情報	次に掲げる情報のうち、要件に該当するもの ・用地買収計画の内容、用地買収・用地購入・損失補償等に係る交渉の方針・交渉の価格等に関する情報 ・購入予定品目及び数量、市内部での見積りに関する情報等
	公開することにより、関係当事者間における信頼関係が著しく害され、その結果、相手方の理解や協力が得にくくなる情報	・用地交渉等の記録等（市及び相手方の主張、交渉経過等）に関する情報のうち、要件に該当するもの等
	その他公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずると認められる情報	・過去の試験問題等に関する情報のうち、将来の出題傾向が推定されるもの ・過去の用地買収・損失補償・損害賠償等に係る交渉経過・内容等に関する情報のうち、要件に該当するもの ・積算歩掛、損失補償単価等の入札予定価格、損失補償額等の算定基礎となる情報のうち、要件に該当するもの等

(公文書の存否に関する情報)

第7条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、前条第1項の規定により保護される利益が害されることとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に対して公文書の存在又は不存在を答えることにより、前条第1項（公開しないことができる公文書）の規定により保護される利益が、公開した場合と同様に害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

【解釈】

本条に該当する情報には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 犯罪人名簿（既決犯罪通知書）
 - (2) 成年被後見人、被保佐に関する情報
 - (3) 破産者名簿
 - (4) 刑罰等調書
 - (5) 生活保護台帳
- 等

【運用】

本条で規定する拒否は行政処分として扱われるので、請求者は、行政不服審査法に基づき審査請求を行うことができる。また、実施機関がこの規定を濫用することはできないものである。

(情報の公開の請求方法)

第8条 第5条第1項の規定により情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書の特定に必要な事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、情報の公開を請求しようとする者は、必要事項を記載した請求書により請求しなければならない旨を、また、請求に形式上の不備があった場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈】

《第1項》

- 1 情報の公開の請求は、請求者の権利行使として公開の可否の決定という行政処分を法的に求める手続であるので、その事実関係を明らかにするため、必要事項を記載した請求書により行うものとする。
- 2 本条各号は、請求書に記載すべき事項を定めたものであり、実施機関が請求を受理する上での要件となるものである。
- 3 第2号「公文書の特定に必要な事項」とは、請求に係る情報が記録された公文書やファイルの名称だけでなく、事務事業の具体的な名称、年度、期間等実施機関において合理的に公文書が特定できる事項を含む。

《第2項》

- 1 実施機関は、受領した情報公開請求書に「公文書の特定に必要な事項」が書かれていないなど形式上の不備があれば、情報公開請求補正通知書（施行規則様式第1号の2）により、その補正をするのに必要な一定の期間を定めて、請求者に補正を求めることができる。また、補正を求める場合において、実施機関は第15条の情報など当該補正に必要な情報を請求者に提供するよう努めるものとする。
- 2 「相当の期間」とは、社会通念上必要とされる期間をいい、不備等の内容に応じ個々具体的な事案によって判断することとなる。なお、通常の前正に要する相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても不備が補正されない場合には、原則として補正の意思がないものとして取り扱うものとする。

【運用】

- 1 各実施機関に対する公開請求書は、情報公開担当課において、請求に係る事務の所管課職員と情報公開担当課職員が立ち会って受け付けることとする。
- 2 請求に係る事務の所管課職員は、請求者の請求する情報が、本条に規定する請求手続によらなければ閲覧等ができないものであるかどうかを確認する。

なお、法令又は他の条例により閲覧等の手続が定められている場合や情報提供ができるものについては、これらにより対応するものとする。

- 3 請求者であるかどうかの確認は、請求書（188ページ参照）の記載内容を審査して行うものとし、身分証明書等の提示は求めないものとする。
- 4 情報公開担当課職員は、提出された請求書に必要事項が記入されていることを確認した上で、請求を受け付けるとともに、当該請求書に受付印を押印し、その写しを請求者に交付するものとする。また、当該請求書は、当該請求に係る事務の所管課が受理するものとし、情報公開担当課にはその写しを保管するものとする。
- 5 代理人による請求は、権限を委任されていることを証する書面により、委任されている権限の範囲内において認める。この場合、受任者名で請求書が作成されることとなるため、委任者の請求権の資格の併記を求めるものとする。
- 6 郵送、ファクシミリによる公開請求は可能とするが、電話による請求は認めない。
- 7 これらの手続は、第5条第2項の申出についても同様であるが、使用する様式は、請求の場合とは異なる。（204ページ参照）
- 8 第2項の補正に係る相当の期間は、不備等の内容に応じ個々具体的な事案によって判断することとなるが、おおむね15日間を補正の期間とするものとする。

(情報の公開の決定及び通知)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、情報の公開をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を書面により、請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による決定が情報の全部又は一部を公開しない旨のものであるときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該情報が第6条第1項各号に掲げる情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合においては、速やかに新たな期限及び当該延長の理由を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による決定を行う場合において、請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、当該第三者の意見を聴くことができる。

6 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第4項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に情報の公開をする旨又はしない旨の決定を行わないときは、公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、情報公開の請求を受理した場合の実施機関の公開・非公開の決定及びその通知の手続について定めたものである。

【解釈】

《第1項》

- 1 実施機関は、請求を受理した日から15日以内に公開・非公開の決定を行うものとする。
- 2 「請求を受理した日」とは、情報公開担当課において、請求書を受け付けた日をいう。
- 3 「受理した日から起算して15日以内」とは、請求書を受け付けた日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となることをいう。ただし、当該満了日が、和泉市の休日を定める条例第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日以降で休日でない日が期間満了日となる。

《第2項》

実施機関は、前項の規定による公開・非公開の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに書面により通知するものとする。

《第3項》

- 1 本項前段は、実施機関が非公開又は部分公開の決定（文書不存在の場合を含む。）をしたときは、請求者に対する不利益となるものであるから、前項の書面にその決定をした理由を明らかにすることを実施機関に義務付けたものである。また、本項後段は、情報の時限公開に関する規定であり、情報の全部又は一部を公開しないことを決定した場合であっても、一定期日の経過によって当該情

報の公開等ができる期日が明示できる場合には、前項の規定による通知書にその期日を付記しておくことを実施機関に義務付けたものである。

- 2 「当該情報が第6条第1項各号に掲げる情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるとき」とは、一定の期間の経過により公開をしない等の理由が消滅することが確実であって、しかもその期日が明示できることをいい、5年後、10年後などの相当期間をいうのではなく、おおむね1年以内を目途に確実に明示できる場合をいう。

《第4項》

「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、決定期間内に公開・非公開の決定をすることができないと認められる合理的な理由をいい、次のような理由が考えられる

- (1) 一度に多くの請求があり、期間内に情報を検索することが困難であるとき又は請求のあった情報の内容が複雑で、期間内に決定することが困難であるとき。
- (2) 公開請求のあった情報に、第三者に関する情報が記録されている場合で、本条第5項に規定する当該第三者への意見聴取に時間を要し、期間内に決定することが困難であるとき。
- (3) 天災、事故等の発生、一時的な業務量の増大等により期間内に決定することが困難であるとき。
- (4) 裁判や国等の監査等のため、情報を市以外の機関へ提出中の場合で、期間内に決定することが困難であるとき。
- (5) 年末年始等執務を行わない時期に当たり、期間内に決定することが困難であるとき。
- (6) その他やむを得ない合理的な理由がある場合で、期間内に決定することが困難であるとき。

《第5項》

- 1 「第三者」とは、個人、法人その他の団体、国、他の地方公共団体その他の公共団体等、本市以外の全ての者をいう。
- 2 「必要に応じて、当該第三者の意見を聴くことができる」とは、当該情報が第6条第1項各号のいずれかに該当するかどうか客観的に明らかである場合を除き、当該第三者の意見を聴取し、その結果を踏まえて公開・非公開を決定する趣旨である。

なお、当該第三者に公開・非公開についての同意権を与えたものではない。

《第6項》

- 1 請求者は、実施機関が第1項又は第4項に定める期間内に公開・非公開の決定を行わないときは、非公開決定があったものとみなすことができる。この場合、請求者は、行政不服審査法に基づき審査請求を行うことができる。
- 2 正当な理由に基づいて期間を延長して決定を行おうとしている場合であって、延長した期間内に公開・非公開の決定を行い得ないときも、本項の規定によって公開をしない旨の決定があったこととみなすものである。

【運用】

- 1 所管課は、請求書の内容を確認し、請求に係る情報を検索する。
- 2 所管課は、請求に係る情報が第6条第1項各号のいずれかに該当するかどうかの検討を行い、情報公開担当課及び他の所管に属する事項がある場合には当該他の所管部局と協議を行う。この場合において、第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くものとする。
- 3 公開・非公開の決定は、所管課が起案し、情報公開担当課に合議の上、所管部長等の決裁を仰ぐ

ことにより行う。

- 4 所管課は、非公開又は部分公開の決定を行う場合は、通知書にその根拠となる規定を記載するとともに、その理由をできる限り具体的に記載するものとする。また、公文書不存在の決定を行う場合は、不存在であることを確認した職員の職氏名を備考欄に記載するものとする。
- 5 所管課は、公開・非公開の決定をしたときは、速やかに決定通知書を作成し、請求者に送付する。ただし、請求者から情報の公開と同時に決定通知書を受け取る旨の申出があったときは、公開の実施日（閲覧又は写しの交付時）に決定通知書を交付するものとする。
- 6 所管課は、公開・非公開の決定に係る決裁文書の写しを情報公開担当課に送付するものとする。

(大量な情報の公開の請求に対する決定の期限の特例)

第10条 情報の公開の請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求を受理した日から起算して45日以内にその全てについて公開をする旨又はしない旨の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、実施機関は、当該請求に係る公文書の相当の部分につき、当該期間内に公開をする旨又はしない旨の決定をし、残りの部分については、相当の期間内にこの決定をすれば足りるものとする。この場合においては、前条第1項の期間内に、同条第4項後段の規定の例により、請求者に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、著しく大量な公開請求に対して、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす場合に限り、公開・非公開の決定の期限に特例を認める旨を定めたものである。

【解釈】

一度に多種多様な情報を大量に公開請求された場合において、原則的な処理期間内（15日以内）に公開・非公開の決定ができず、かつ、当該期間を延長した処理期間内（45日以内）に処理することにより、事務の遂行に著しい支障を生じるときは、実施機関は、公開請求の相当の部分について当該45日以内に公開・非公開の決定をし、残りの部分についてはその後相当の期間内に決定すれば足りることとした。この場合において、公開請求の受理日後15日以内（原則的な処理期間内）に、その理由を付記して公開請求者に通知しなければならない。

(情報の公開の実施)

- 第11条 実施機関は、第9条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該情報の公開をしなければならない。
- 2 前項の規定による情報の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、情報の公開をすることにより公文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第6条第2項の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。
- 4 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

【趣旨】

本条は、情報の公開を決定した実施機関に対し、速やかに公開を実施することを義務付けるとともに、その方法について定めたものである。

【解釈】

《第1項》

「速やかに」とは、請求者の都合を勘案の上、公開決定の日以後可能な限り早い日時に公開を実施することをいう。

《第2項》

- 1 文書、図画、写真の公開は、~~閲覧又は~~写しの交付又は写しの送付により行う。
- 2 電磁的記録の公開の実施について実施機関の定める方法は、施行規則第7条により次のとおりとする。
- (1) 音声データ 次のいずれかの方法
- ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付
- (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法
- ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。）の交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法
- ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
- ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

《第3項》

「その他相当の理由があるとき」とは、次の場合が考えられる。

- (1) 台帳や執務室内のパソコン等日常業務に使用しており、公文書そのものを閲覧や視聴として公開することにより事務に支障が生ずる場合
- (2) 歴史的・文化的価値のある公文書で、慎重な取扱いを要する場合
- (3) 他の公文書と共に一つの簿冊に製本されており、取り外しが困難な場合
- (4) 他の公文書が混在しているＣＤ－ＲＯＭ等の情報を閲覧・視聴する場合など、直接公開することにより、個人情報の保護等に支障を及ぼすおそれのある場合 等

《第４項》

実施機関が指定する日時は、請求者に支障が生じない日時を指定する必要がある、請求者から公開の実施日時の変更の申出があった場合は、可能な限りその申出に応じる必要がある。

【運用】

- 1 情報の公開の実施は、公文書を閲覧もしくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行う。
- 2 公文書の閲覧等は、情報公開担当課職員の立会いの下、所管課（その関係課も含む。）の職員が行うものとする。
- 3 閲覧等は、情報公開担当課において行うものとする。
- 4 電磁的記録の公開に当たっては、実施の容易さ、請求者の請求内容等を勘案して、実施機関が適当と認める方法により公開する。

(費用負担)

第12条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る手数料は、徴収しない。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、情報の公開に係る手数料及び写しを交付する場合の費用負担について定めたものである。

【解釈】

《第1項》

この条例の趣旨、目的に照らして、公開に係る手数料については、無料とするものである。

《第2項》

1 公文書の写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担とするものである。

2 「写しの作成及び送付に要する費用」とは、写しの作成に要する複写料及び送付に要する郵送料等である。

なお、実施機関からの通知書などの意思伝達に係る費用は含まない。

《第3項》

公文書の写しの作成及び送付に要する費用については、規則で定めるものである。

【運用】

1 写しの作成及び送付に要する費用は、次の表のとおりとし、前納とする（施行規則第10条）。

区 分	金 額
乾式複写機による写し（モノクロ）の交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙）	写し1枚につき 10円 (両面複写にあつては20円)
光ディスク（CD-R）に複製したものの交付	1枚につき 100円。文書等をスキャナにより読み取った場合で文書が10枚を超えるときは、11枚目以降の文書1枚につき10円を加算
光ディスク（DVD-R）に複製したものの交付	1枚につき 150円。文書等をスキャナにより読み取った場合で文書が15枚を超えるときは、16枚目以降の文書1枚につき10円を加算
その他の写し	写しの作成に要する実費相当額
写しの送付	郵送料相当額

2 費用の徴収

(1) 写しの作成に要する費用は、原則として現金又は納付書で徴収する。

(2) 写しの送付に要する費用は、原則として郵送料を含めて納付書で徴収する。

3 徴収の方法

費用は、原則として、市金庫において支払わせるものとする。

第3章 審査請求等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第13条 第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定に基づき、同項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、情報公開の請求に関する審査請求について、行政不服審査法に規定する審理員による審理手続の適用除外とすることについて定めたものである。

【解釈】

行政不服審査法では、審査請求があった場合、審理員による審理手続を経なければならない旨の規定があるが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、審理員の指名が不要である旨が規定されているため、本条に規定したものである。

【運用】

審査請求があった場合は、和泉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。詳しくは次条に規定する。

(審査会への諮問等)

第14条 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年和泉市条例第26号）第2条に規定する和泉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（第9条第5項の規定により第三者の意見を聴いた場合で、当該公文書の公開について第三者から反対の意見が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開の請求に対する決定又は請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の審査会への諮問手続等について定めたものである。

【解釈】

《第1項》

1 情報公開の請求に対する決定又は請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合には、当該審査請求が明らかに不適法で却下する場合や実施機関が自主的に審査請求に係る公文書の全部を公開する場合（第三者が反対意見書を提出している場合を除く。）を除き、遅滞なく、和泉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしたものである。

これは、公開の請求に係る非公開又は部分公開の決定（文書不存在の場合を含む。）についての請求者からの審査請求、また、公開によりその権利利益を侵害されることとなる第三者からの審査請求に対し、公平な第三者機関を関与させることにより、適正かつ公正な救済手続を保障しようとするものである。

2 「行政不服審査法の規定に基づく審査請求」とは、実施機関の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が、当該処分庁等の最上級行政庁（実施機関が水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長の場合は市長、その他の場合は実施機関）に対し、不服を申し立て、処分等の違法又は不当を審査し、違法又は不当な処分等の是正を求める手続をいう。

3 情報公開の請求者が審査請求できるものには、次のような場合がある。

- (1) 公開請求が不適法と却下された場合
- (2) 公開請求が実施機関に受付されなかった場合
- (3) 公開・非公開の決定について、第9条第1項の期間（延長した場合は、同条第4項の期間）を経過しても通知されない場合
- (4) 公開請求に対する決定の内容に不服がある場合

4 請求者以外のものが審査請求できるものには、実施機関の行った公開決定により直接自己の権利

利益を侵害された場合がある。

- 5 実施機関の決定に対し不服のある者は、審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき裁判所に対し「処分の取消しの訴え」を提起することもできるが、いずれの方法をとるかは当該者の選択に委ね、審査請求を行った後に訴訟を提起することも可能である。
- 6 「不適法である」とは、例えば次のような場合をいい、それが明らかであり却下するときは、審査会に「諮問」しない。
 - (1) 審査請求が法定の期間内（3か月以内）になされなかった場合
 - (2) 審査請求の対象となる情報でなかった場合（できない事項に関してなされた場合）
 - ① 公文書に記録されていない情報である場合
 - ② 第17条でこの条例の規定による請求手続を適用しないと規定された情報である場合
 - (3) 審査請求の対象とされた決定がはじめから存在しなかった場合
 - (4) 審査請求の対象とされた決定がその後消滅した場合
 - (5) 審査請求が本人又はその代理人としての資格がないものからなされた場合
 - (6) 審査請求書の記載事項等が不備なため補正を命じたにもかかわらず、これに応じなかった場合
- 7 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない、取消訴訟は、処分があったことを知った日から6か月以内（審査請求をした場合は、審査請求に対する裁決又は決定があったことを知った日から6か月以内）に提起しなければならない（行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第14条）。
- 8 審査請求は、代理人によっても行うことができる。この場合は、委任されたことを証明する書面を添付しなければならない。

《第2項》

第1項の規定により実施機関が審査会に諮問した場合において、審査請求人等の関係者にその旨を通知することとしたものである。この場合は、諮問通知書（施行規則様式第10号）により通知しなければならない（施行規則第11条）。

【運用】

- 1 審査請求の審査に関する事務
 - (1) 行政不服審査法に基づく審査請求は、情報公開担当課で受け付け、その審査請求が行政不服審査法に規定する形式要件を具備しているかを確認する。審査庁（水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長の場合は市長、その他の場合は実施機関）担当課は、その審査請求が不適法でも、補正できるものであれば、期間を定めて補正を命じることができる。
 - (2) 審査庁担当課は、その内容を確認し、審査請求が不適法であり、かつ、補正不能である場合は、却下の決定を行うとともに、審査請求人に通知する。
 - (3) 却下又は認容の決定をしたもの以外の審査請求については、審査庁担当課は、和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例で定める和泉市情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問しなければならない。
 - (4) 上記(2)、(3)の起案は、審査庁担当課が行い、情報公開担当課に合議の上、副市長の決裁を仰ぐものとする。
 - (5) 決裁後の原議は、審査庁担当課において保管し、その写しを情報公開担当課へ送付する。

2 審査会への諮問に関する事務

(1) 諮問に際して必要な書類は、諮問書のほか次のとおりである。

- ① 情報公開審査請求書の写し
- ② 情報公開請求書の写し
- ③ 決定通知書の写し
- ④ その他審査請求について審査を行う上で必要と認められる書類

(2) 審査会の事務は、情報公開担当課が行う。

(3) 審査会の審議について、非公開等の決定を行った経過、理由等の説明は、所管課において行う。

3 審査請求の決定等に関する事務

(1) 審査会の答申は、所管課において保管し、その写しを情報公開担当課に送付する。

(2) 審査庁担当課は、審査会の答申を最大限に尊重して、速やかに審査請求の裁決等を行う。

(3) 審査請求の裁決等は、審査庁担当課が起案し、情報公開担当課に合議の上、副市長の決裁を仰ぐことにより行う。

(4) 審査庁担当課は、審査請求の裁決等をしたときは、速やかに審査請求人に通知する。

(5) 決裁後の原議は、審査庁担当課において保管し、その写しを情報公開担当課へ送付する。

第4章 補則

(検索資料の作成等)

第15条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例を利用しやすいものとするため、実施機関に対して、公文書の検索に必要な資料の作成及びそれを一般の利用に供することを義務付ける旨を定めたものである。

【解釈】

情報公開制度を利用する者にとって、求める情報が実施機関に保有されているかどうか、また、保存場所や保存形態を知ることは極めて重要であり、情報の検索体制が整備されていなければ、それにより市民の知る権利が制約されかねない。このことから、公文書の検索のために必要な資料として目録等を作成し、一般の利用に供することを実施機関に義務付けたものである。

なお、この目録は、和泉市文書取扱規則第18条第1号に規定する文書ファイル基準一覧又は同条第3号に規定する簿冊目録をもって充てるものとする。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、毎年1回この条例に基づく情報の公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この制度の適正な運営を確保するため、制度の運用状況について、毎年1回公表する旨を定めたものである。

【解釈】

「運用状況」とは、次の事項をいう。

- (1) 情報公開請求（申出）件数
- (2) 請求者の内訳
- (3) 申出の内訳
- (4) 公開の方法
- (5) 同一人による請求（申出）件数
- (6) 不服申立ての状況
- (7) 実施機関別公開請求（申出）件数
- (8) 請求（申出）の内容
- (9) 出資法人における情報公開制度の実施状況
- (10) その他必要と認められる事項

【運用】

- 1 公表は、統一的な取扱いを要するため、情報公開担当課において取りまとめて行うものである。
- 2 公表は、前年度の運用状況の集計が整い次第行う。
- 3 公表の方法は、市広報紙及びホームページ等に掲載して行う。

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又はその謄本、抄本等の交付を受けることができるときは、適用しない。

2 この条例は、前項に定めるもののほか、図書館その他市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等で閲覧等の手続が定められている公文書及び一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例を適用しない旨を定めたものである。

【解釈】

《第1項》

- 1 他の法令等で閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められ、所要の手続を定めているものについては、当該法令等により閲覧等を行うものとする。
- 2 他の法令等の規定において公開等を求めることができる期間又はその情報の範囲等が限定されている場合には、当該法令等に規定されていない部分については、この条例が適用される。また、他の法令等において閲覧又は写しの交付等のいずれかが定められている場合には、規定されていない手続については、この条例が適用されるものである。

《第2項》

図書館等において一般の利用に供することを目的として管理している図書、記録その他の資料は、図書館等の施設の固有の目的のために管理されているものであり、その目的に従い閲覧等の手続が定められていることから、この条例は適用しないこととしたものである。

なお、本項に規定する公文書は、市民の利用に供することを目的として管理されている公文書に限られるので、図書館等の公文書であっても当該施設の一般行政事務の執行のために作成又は取得された公文書については、この条例が適用されるものである。

【運用】

- 1 閲覧の手続が別に定められているものには、次のようなものがある。
 - (1) 住居表示台帳の一部の写し（住居表示に関する法律第9条第2項）
 - (2) 地価公示台帳（地価公示法第7条第2項）
 - (3) 住民基本台帳（住民基本台帳法第11条）
 - (4) 道路台帳（道路法第28条第3項）
 - (5) 戸籍届出書等（戸籍法第48条第2項）
 - (6) 建築計画概要書等（建築基準法第93条の2、和泉市建築計画概要書等の閲覧に関する規則）
 - (7) 開発登録簿（都市計画法第47条第5項）
 - (8) 固定資産課税台帳（地方税法第382条の2） 等
- 2 縦覧の手続が別に定められているものには、次のようなものがある。
 - (1) 都市計画の案（都市計画法第17条第1項）
 - (2) 選挙人名簿（公職選挙法第23条）
 - (3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿（地方税法第416条）
 - (4) 土地区画整理事業計画（土地区画整理法第20条）
 - (5) 農業委員会選挙人名簿（農業委員会等に関する法律第11条） 等
- 3 謄本、抄本その他写しの交付の手続が別に定められているものには、次のようなものがある。

- (1) 住民票の写し（住民基本台帳法第 12 条）
- (2) 戸籍の附票の写し（住民基本台帳法第 20 条）
- (3) 戸籍の謄本・抄本（戸籍法第 10 条）
- (4) 納税証明書（地方税法第 20 条の 10）
- (5) 開発登録簿の写し（都市計画法第 47 条第 5 項）
- (6) 印鑑登録証明書（和泉市印鑑登録及び証明に関する条例第 13 条） 等

(情報提供施策の推進)

第18条 実施機関は、この条例に基づく情報の公開のほか、市民の市政への参加をより一層促進するため、積極的な広報活動を行うとともに、情報提供施策の推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するため、情報の公開とともに、積極的かつ自主的に情報提供に努める旨を定めたものである。

【解釈】

この条例の目的を達成するため、情報の公開だけでなく、従来から行われている情報提供施策をより一層積極的に行うよう努める旨を規定したものである。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項を定める権限を、実施機関に委任する旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 各実施機関は、法律上独立して権限を行使する機関であることから、この条例に基づく事務に関して必要な事項は、各実施機関で定めることとする。
- 2 各実施機関は、制度の運営上の統一性を確保するため、市長における情報の公開の規定の例により規則・規程を定めることとする。

附 則

- 1 この条例は、平成１１年１０月１日から施行する。
- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
 - (1) 平成１１年４月１日以後に作成し、又は取得した公文書
 - (2) 平成１１年４月１日前に作成し、又は取得した公文書（保存期間が永年のものに限る。）で整理の完了したもの

附 則（平成１１年条例第３号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成１１年１０月１日から施行する。

附 則（平成１８年条例第１３号）
この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年条例第３０号）
この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年条例第３１号）
この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年条例第３０号）
この条例は、規則で定める日（平成２６年４月１日）から施行する。

附 則（平成２８年条例第５号）
この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和３年条例第２２号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年条例第２５号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）（令和５年４月１日）から施行する。
（和泉市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 この条例の施行日前に和泉市情報公開条例第５条第１項又は同条第２項の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（令和４年条例第２６号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）（令和５年４月１日）から施行する。

（公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- ８ 前項の規定による改正前の公開条例（以下「旧公開条例」という。）第１４条の規定により置かれた和泉市情報公開審査会（以下「旧公開審査会」という。）は、第２条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- ９ この条例の施行の際現に旧公開審査会の委員である者は、施行日に、第４条第１項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、施行日における旧公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- １０ 旧公開審査会の委員であった者に係る旧公開条例第１４条第３項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

【趣旨】

- １ 附則第１項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- ２ 附則第２項第１号は、適用対象公文書を「平成１１年４月１日以後に作成し、又は取得した公文書」と定めたものである。第２号は、平成１１年４月１日前の公文書のうち、永年保存のものについて、整理がつき次第公開対象とする旨を定めたものである。
- ３ 平成１１年条例第３号による改正は、和泉市個人情報保護条例の制定による規定の整備を行ったものである。
- ４ 平成１８年条例第１３号による改正は、水道事業管理者の非設置に伴う実施機関の改正を行ったものである。
- ５ 平成２２年条例第３０号による改正は、公文書の定義を改正し、電磁的記録の閲覧や写しの交付を制度化するほか、請求の補正手続や不服審査手続の規定の整備を行ったものである。
- ６ 平成２５年条例第３１号による改正は、病院事業管理者の非設置に伴う実施機関の改正を行ったものである。
- ７ 平成２５年条例第３０号による改正は、市立病院の指定管理者制度の導入に伴う実施機関の改正を行ったものである。
- ８ 平成２８年条例第５号による改正は、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求の手続等について規定の整備を行ったものである。
- ９ 令和３年条例第２２号による改正は、和泉市管理型浄化槽事業への地方公営企業法適用に伴い、実施機関に公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長を加えたものである。
- １０ 令和４年条例第２５号による改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、第６条第１項に規定する公開しないことができる公文書の規定整備を行ったものである。
- １１ 令和４年条例第２６号による改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によ

る個人情報の保護に関する法律の改正を受け、和泉市情報公開審査会と和泉市個人情報保護審査会を統合し、和泉市情報公開・個人情報保護審査会（和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定）を設置したことから、和泉市情報公開審査会に関する規定を削除したものである。